

## 弁護士報酬説明書（刑事事件用）

※この説明書は、委任契約書と一体となる重要な書類です。ご不明な点は契約前にお尋ね下さい。

☆ 弁護士が、刑事事件のように、その性質上委任事務処理の結果に成功不成功がある事件等を受任したときには、着手金、報酬金、実費、日当等をお支払いいただくことになっております。

☆ **着手金**は、事件等を依頼したときに、その事件を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。着手金は原則として審級ごとに支払っていただきます。

なお、途中解任の場合、後記の通り着手金の返還はないか一部の返還に留まります。事件の進行が進むほど返還額が減少しますので、解任の意向がある場合は、お早めに文書でご連絡下さい（口頭の場合、明確な意思表示と確認出来ないことがあります）。

当事務所は、着手金を、委任事務処理のうち、着手時の活動（訴状・答弁書等提出）に対する対価と位置づけていますので、着手時の活動が終了した時点以降は返還の対象になりません。

※なお、弁護士会で過去採用されてきた報酬基準では、着手金は委任事務全体の事務処理の対価だと考えられており、その考え方を採用する弁護士事務所であれば、委任事務が終了するまでは一部返金の可能性があります。

☆ **報酬金**は、事件等が終了したとき（不起訴・略式請求・無罪判決・執行猶予判決・減刑判決などの場合）に、成功の程度に応じて、委任事務処理の対価でお支払いいただくものです。なお、刑事事件を上級審まで引き続いて受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみをお支払いいただくこととなっています。

なお、途中解任の場合は、後記の通り報酬金が発生することがあります。

☆ **実費**は、収入印紙代・郵便切手代・謄写料、交通通信費、宿泊料などに充

当するものです。その他に、保証金、保管金、供託金などに当てるためにお預かりする金額もあります。これらは、事件のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出の都度にお支払いいただきます。謄写料は、白黒1枚10円、カラーコピー1枚50円で計算します（原則として、精算時に、弁護士が手持ち記録を元に計算します）。実費については、領収書が取得可能なものは領収書の写しを添付し、明細を精算時に交付します。

- ☆ **日当**は、弁護士がその仕事のために遠方に出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。移動時間を含む出張時間が3時間を越えた時点で3万3000円、以降1時間毎に1万1000円の日当が発生します。

時間の計算にあたっては、一日の間で累積して計算し、かつ、出張の途中で事務所によった時間も含まれます。例えば、示談交渉で示談が成立→事務所で検察官宛報告書を作成→検察庁に提出→事務所で待機→検察官と面会→釈放といった場合は、一連の動きすべてが出張時間になります。

日当については、事前に依頼者と協議を行った上で支出するものとします。緊急やむを得ない場合（裁判所に緊急に出廷が必要な状況で、事前に依頼者と連絡がとれない場合等）は、弁護士の判断で出張し、後日日当を請求できることとしますが、弁護士は出張前か出張後速やかにその旨を郵便・メール等で連絡するものとします。

- ☆ **時間制報酬の対象となる執務は、弁護士が法律事務を処理するために要する時間をいいます。**

（法律事務に含まれる事務の例）

書面作成、捜査機関・裁判所への出頭（移動時間を含む。）、依頼者等との打合せ、依頼者宛の報告文書作成、被害者等との交渉、法律関係調査、事実関係調査（移動時間を含む。）等

（法律事務に含まれない事務の例）

書面のコピー、郵便物の投函等

- ☆ **中途解約の場合における、着手金の返還基準、成功報酬の支払基準は以下の通りとします。**

但し、報酬基準43条3項に定める場合、すなわち弁護士に責任がないにも関わらず依頼者が弁護士の同意なく事件等の処理を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により事件等の処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任がある場合（依頼者が直接交渉して示談成立させた場合等）

には、下記規定に関わらず、弁護士は依頼者に対して一切の返金をする義務を負わず、また弁護士は依頼者に事件を成功とみなしての成功報酬を請求できるものとします（但し、みなし成功報酬については、弁護士が委任事務の重要部分を履行していなければ、全額は請求できないものとします）。

具体的には、起訴前事件であれば、示談が成立した段階の解任、又は弁護活動の結果不起訴・罰金見込みとなり、その旨を依頼者等に伝達した時点での解任、起訴後事件であれば弁論終了後の解任は、100%の成功報酬支払い義務が生じることになります。

時間制報酬方式の場合は、解約時までにかかった時間で精算をします。

☆ 不起訴処分・不送致処分（保留処分）・示談成立による被害届提出なしの不立件等による終結については、理屈上は再起訴、送検、立件等の再開が存在します。しかし、いったん検察、警察、被害者等が決定した以上、決定時点で事件終結となります。万一、再燃した場合には報酬金を返金いたします。

#### 1. 起訴前事件

（身体拘束事件）

|           |  |
|-----------|--|
| 弁護人選任届提出前 | 着手金80%返還，報酬金なし   |
| 弁護人選任届提出後 | 初日は着手金50%返還，<br>2日目25%返還，3日目返還無し<br>但し，身体拘束解放を実現した場合には<br>着手時の活動終了として着手金返還なし。<br>身体拘束解放の追加報酬金発生。 |
| 弁護活動4日目以後 | 着手金返還なし，報酬金一部発生  |

報酬金は、不起訴の場合の報酬を基準として、弁護活動日数（弁護人選任届提出日の4日目より起算）／弁護人選任届提出日の4日目を1日目として、1日あたり5%の割合とする（最大50%）。

但し、示談成立後の解任、不起訴・略式請求の見込みがつき、弁護人が被疑者にその旨を告知した以降の解任、その他合理的に必要と考えられる弁護活動が終了した段階での解任については、100%の成功報酬とする。

（在宅事件）

|           |                |
|-----------|----------------|
| 弁護人選任届提出前 | 着手金80%返還，報酬金なし |
| 弁護人選任届提出後 | 初日は着手金50%返還，   |

2日目25%返還，3日目返還無し  
弁護活動4日目以後 着手金返還なし，下記の場合に報酬金発生

被害者のいる事件での示談成立後の解任，不起訴・略式請求の見込みが  
つき弁護人が被疑者にその旨を告知した以降の解任，その他合理的に必要  
と考えられる弁護活動が終了した段階での解任は，100%の成功報酬と  
する。

## 2. 起訴後事件

弁護人選任届提出前 着手金80%返還，報酬金なし  
弁護人選任届提出後 初回公判期日までは着手金50%返還  
初回公判期日後 着手金返還なし，報酬金発生

報酬金は，執行猶予報酬を基準として，立会公判回数／公判回数（判  
決期日を除く）で計算する。

初回期日で結審し，次回判決言い渡しとなった時点での解任は，10  
0%の成功報酬となる。

弁護士 鐘ヶ江 啓 司  
(平成30年10月17日改訂)

上記説明を受け了承しました。

令和 年 月 日

ご氏名

印